

新型コロナウイルスに対する本学の方針について（第9版）
—海外渡航等を中心とした対応について—

概要：

本学では、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を踏まえ、海外渡航等に関する方針を以下のとおり定めます。

1. 海外渡航について

(1) 外務省の危険情報または感染症危険情報がレベル3（渡航は止めてください。渡航中止勧告）の国・地域への渡航について

- ・ 学生については、海外渡航にかかる可否判断基準に基づき「不可」です。
- ・ 教職員については、同基準に基づき「原則不可」です。引き続き渡航の自粛を要請します。

(2) 外務省の危険情報または感染症危険情報がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）の国・地域への渡航について

- ・ 学生については、同基準に基づき「原則不可」です。
- ・ 教職員については、同基準に基づき「要検討」です。外務省が不要不急の渡航は止めるよう勧告している状況を踏まえ、以下の事項等を検討の上渡航の可否を判断してください。
 - 業務上やむを得ない渡航の必要性が認められるか。
 - コロナ禍において万全な危機管理体制（(3) 参照）が整備可能か。
 - 渡航国および日本帰国後の自宅・宿泊施設等における隔離、待機による業務上の支障がないか。

なお、外務省の危険情報・感染症危険情報及び各国政府の新型コロナウイルス感染症対策は刻々と変化します。渡航可否の判断時のみならず、渡航前および渡航中も最新の危険情報・感染症危険情報を確認するよう注意してください。

また、私事渡航も(1)および(2)に準じて判断してください。

(参考)

京都大学 海外渡航にかかる可否判断基準（学内限定）

<http://www.oc.kyoto-u.ac.jp/procedure/tokoryoken/toko-2-2/#kahihandan>

(3) コロナ禍における渡航時の安全対策の強化について

コロナ禍においては、海外渡航時の通常の安全対策（安全情報の収集、現地機関との連携体制の構築、緊急連絡網の整備、事件等発生時の対応フローやマニュアルの整備、たびレジの登録、海外旅行保険への加入等）に加え、危険状況に応じて安全対策を強化してください。

- ① 渡航前に必ず入国制限措置、入国後の行動制限措置について確認の上、必要な準備を行い、安全対策を講じてください。

【入国制限措置・行動制限措置の例】

- 入国拒否、査証発給停止
 - 入国時の新型コロナウイルス感染症の不感染証明書等の提出義務
 - 入国後の新型コロナウイルス感染症に関する検査の受検、隔離
 - 移動制限、航空便を含む公共交通機関の運行停止
 - 休業命令、集会禁止、マスク着用の義務化等の行動制限
- ② 事前および渡航中の安全指導、安全確認を徹底してください。
- 「海外渡航に関する安全対策手引き」(https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/anzen_guide/index.html)の「9.国際的に懸念される感染症への対策」を参照の上、安全指導にご活用ください。
 - 外務省や現地関係機関等から渡航先の感染状況、安全情報、現地関係機関の衛生環境や感染対策情報を収集の上、感染予防や安全対策の徹底について、渡航者に十分な安全指導を行ってください。
 - 感染症対策として、マスク、体温計、消毒剤等を、行動制限対策として、食料品、生活用品等の備蓄を準備するよう指導してください。
 - 海外旅行保険に加入の際は、治療・救済費用補償が無制限で、かつ新型コロナウイルス感染症の治療等にも対応していることを必ず確認してください。
 - 渡航中は、渡航者、現地関係機関、および日本側の大学関係者が定期的に連絡をとり、渡航者の健康状態や安全状況を確認してください。
- ③ 渡航中に新型コロナウイルスに感染または感染の疑いがでた場合の対応について
- 渡航前に、現地関係機関と事前に協議し、現地関係機関が対応可能な渡航者への支援を確認の上、対応フローやマニュアル等を整備してください。
 - 渡航前に、感染が疑われる場合の現地における公的な相談・報告先や、救急連絡先、受診可能な医療機関、大使館/総領事館及び渡航者の家族等の緊急連絡先を必ず確認の上、関係者間で共有してください。
 - 渡航前に、感染した場合の執務室の消毒等の現地で定められる必要な対応を確認の上、関係者間で共有してください。
 - 海外で発熱や咳等の症状が出た場合は、事前に調べておいた現地報告・相談先に連絡の上、現地医療機関で受診してください。受診結果については、速やかに所属部に報告をしてください。
- ④ 以下のような場合には、渡航者の安全を最優先して、渡航の延期、中止や緊急帰国の指示も検討してください。
- 移動制限、国境閉鎖や航空便の休止により渡航者が出国困難となる可能性がある場合
 - 移動制限、行動制限により通常の生活を送ることが困難となる恐れがある場合や、研究・教育の目的が達成できないおそれがある場合
 - 現地の医療体制が脆弱で、新型コロナウイルス感染症やその他の傷病について十分な医療が受けられないおそれがある場合

(4) 日本政府による水際対策について

- ・ 日本政府による水際対策措置が強化されています（対象は日本人を含む）。
 - 入国後、検疫所の指定する場所で14日間（入国した次の日を1日目とする。以下同じ。）の待機が必要です。
 - 入国後14日間は公共交通機関（航空機、新幹線、電車、タクシー、乗り合いバス等含む。マイカー、レンタカーまたはハイヤーのみ利用可）が使用できません。
 - 入国時に検疫所に待機場所と空港からの移動手段を登録しなければなりません。
 - 日本入国前14日以内に上陸拒否対象地域に滞在歴がある場合は、新型コロナウイルスに関する検査を受検し、検査結果が出るまで指定された施設で待機する必要があります。
- ・ 日本入国前14日以内に入国拒否対象地域に滞在歴がある外国人は、原則入国・再入国拒否の対象となりますが、特段の事情がある場合は入国・再入国が認められます。詳細については、以下のウェブサイト等をご確認ください。

(参考)

厚生労働省 水際対策の抜本的強化に関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html

法務省 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否等について

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_00099.html

外務省 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置について

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/cp/page22_003380.html

2. 本学の学生、教職員が海外から帰国・入国する場合

- (1) 滞在した国、日本への帰国・入国日、帰国・入国時点の健康状態（発熱・咳症状・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの有無、解熱剤、咳止めの服用の有無）について、速やかに、所属部局に報告をしてください。
- (2) 海外から日本への帰国・入国時に発熱や咳等の症状がある場合には、必ず空港等の検疫官に自己申告を行い、また所属部局にも報告をしてください。

3. 本学の学生、教職員の海外からの帰国・入国後について

- (1) 海外から帰国・入国後2週間は、発熱・咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢などの症状がないか必ず経過観察（体調と体温の記録）をしてください。
- (2) 海外から帰国・入国後2週間は入念に体調の観察を行うとともに、やむを得ない場合以外は自宅に滞在(自宅学習等)してください。
- (3) 発熱・咳等の症状が出れば、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に相談のうえ、所属部局に報告をしてください。

4. 本学の学生、教職員が新型コロナウイルスに感染（類似症状等を含む）した場合について

本学の学生、教職員が新型コロナウイルスに感染（類似症状等を含む）した場合、「学生・教職員の新型コロナウイルス感染確認時等における対応について（第3版）」に従い対応してください。

- ・ 学生・教職員の新型コロナウイルス感染症確認時等における対応について（第4版）

https://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/foundation/coronavirus/documents/201113_1.pdf

5. その他

体調等について、所属部局と緊密に連絡を取り合うとともに、体調に変化がある場合は、医療機関には直接行かず、相談窓口又は管轄の保健所に連絡のうえ、その指示に従うとともに、必ず所属部局及び本学保健診療所(075-753-2405)への報告をしてください。

本学の情報

京都大学環境安全保健機構 健康管理部門／健康科学センター

<http://www.hoken.kyoto-u.ac.jp/>

相談窓口

- A 厚生労働省（日本語のみ）：0120-565653（フリーダイヤル）（9時00分から21時00分）
- B 観光庁 外国人旅行者向けコールセンター（日本語・英語・中国語・韓国語）：050-3816-2787(24時間体制)
- C 京都府 発熱症状などがある場合は、身近な医療機関に電話で相談してください。

夜間・休日など受診可能な医療機関がない場合は、「きょうと新型コロナ医療相談センター」に相談してください。

「きょうと新型コロナ医療相談センター」（日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語）：075-414-5487（24時間体制）

※京都府以外にお住まいの場合は居住地の相談窓口にご相談ください。

関連リンク

文部科学省

「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

首相官邸ホームページ

「新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～」

（日本語） <http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

（英語） <http://japan.kantei.go.jp/index.html>

（中国語） http://www.kantei.go.jp/cn/japan_intro/2020/_00049.html

外務省

海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

各国・地域における新型コロナウイルスの感染状況

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/country_count.html

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

厚生労働省

「新型コロナウイルス感染症について」

(日本語) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(英語) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_00032.html

(中国語) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/newpage_09534.html

検疫所 (FORTH) 新型コロナウイルス感染症について

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

世界保健機関 (WHO) (英語ページ)

Coronavirus

<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

Situation Reports

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/situation-reports/>

京都府

「新型コロナウイルス感染症に関連する情報について」

(日本語) <https://www.pref.kyoto.jp/kentai/news/novelcoronavirus.html>

(英語) https://www.pref.kyoto.jp/kokusai/coronavirus_update.html

(中国語) https://www.pref.kyoto.jp/kokusai/coronavirus_cn.html

京都市情報館

<https://www.city.kyoto.lg.jp/>

問い合わせ先

総務部企画管理主幹付リスク管理掛

Tel.075-753-2226

E-mail: 830riskkanrikakari@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (*を@に変えてください)